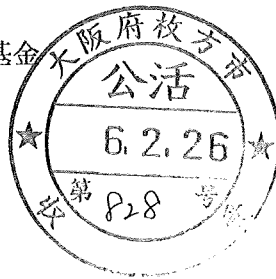


枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【3. ハーモニークラブ】



令和 6年 2月 26日

枚方市長 殿

団 体 名 特定非営利活動法人ハーモニークラブ
主たる事務所 〒573-1126 枚方市上島東町14-1
の 所 在 地 ルファルひらかた社協5階
代表者氏名 井上 千晴
担当者氏名

TEL
連 絡 先 FAX
E-mail

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 320,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名		特定非営利活動法人ハーモニークラブ
事 業 名 称		えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業
事業実施期間		(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) ・日本人の幸福度が低い原因の一つに、自己肯定感が低いとされている。
		(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) ・親の自己肯定感の低さが子どもに影響することに気づき、子どもだけでなく親や周りの大人も自分を肯定的に捉える機会を提供したいと考えたため。
		(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) ・親や周りの大人は子どもへの肯定的な関わりが不足している。(価値観の負の連鎖)
		(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) ・幼少期の人格形成の基礎となる時期に、ありのままの自己を受入れ、他者のありのままも認め合える心の豊かさを育める場をつくる。 ・保育の質の向上や新たな保育の担い手を応援する。
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) ・子どもも大人も一緒に楽しみながら、体験を通して自己肯定感を育み、「ありのままに生きる」大切さを考えるきっかけにってもらうことを目的とする。
		(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 ＜枚方市民への効果＞(誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・枚方市の子どもやその親世代及び保育に携わる人が、えほんライブの音楽や物語に癒され、自分を肯定的に捉える心のゆとりが生まれる。 ・地域交流が促進され、子育ての孤立を防ぎ育児の負担感が軽減できる。 ＜確認方法＞(参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) ・参加者にアンケートを実施し、ヒアリングを行う。

2. 事業内容等	(1) 事業の対象者 (例: 枚方市内に住む 10 代から 20 代の人 など具体的に) ①えほんライブや体験型活動 ・親子広場 : 枚方市内の幼児と親、保育園児、保育士など教育関係者 ・イベント : 子どもをメインに地域一般の人 ・ボランティア体験講座: 学生やこれからボランティアをはじめたい一般の人 ②保育サロン: 保育士等の教育関係者、子育て支援に携わる人、 子育て中の親、学生、保育やえほんライブに興味のある人 (2) 事業の実施場所 (移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること) ①えほんライブや体験型活動 ・親子広場 : 岡本町会館 おやこ広場とんとんとん ・イベント : 岡本町公園 さくらマルシェ、子ども食堂だよ全員集合 市内の小学校(五常小学校等) おしごとマルシェ 枚方総合文化芸術センター別館(旧メセナ) ボランティアフェスティバル ・ボランティア体験講座: 枚方市内の公共施設 ②保育サロン: オンラインまたは枚方市内の公共施設でのリアル開催 (3) 事業内容 ①えほんライブや体験型活動の無料実施 ・親子広場では、えほんライブ(絵本の世界と音楽の世界が一体となったオリジナル作品で、朗読と歌や音楽、映像など用いたライブ)や体験型活動(音楽活動や工作、体を使った簡単な遊び、ゲーム等)を組み合わせ、親子のふれあい遊びを実施する。 ・イベントでは、えほんライブのステージ演奏や出展ブースで体験型活動を実施する。 ・ボランティア体験講座では、えほんライブとワークショップを組み合わせた講座を開催する。 ②保育サロンの開催 保育や教育についての情報交換、保育現場の課題等について語る場を開催する。えほんライブや保育コンテンツのレクチャーや新規アイデア収集を行う。
3. 実施スケジュール	(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可 ①えほんライブや体験型活動 ・親子広場: とんとんとん(年間5回程度実施) ・イベント : さくらマルシェ(4月)、子ども食堂だよ全員集合(12月)、 おしごとマルシェ(年間2回程度実施)、ボランティアフェスティバル(2月予定) ・ボランティア体験講座: 年間1回程度実施 ②保育サロン: 月1~2回を目安に、年間20回程度
4. 事業実施の体制	(1) 人員体制 (実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること) ・パフォーマー及びスタッフ1回あたり2~6名程度配置(正会員、パフォーマー養成講座受講者) ・親子広場やイベント及び保育サロンの外部講師(工作、親子の体や健康、教育分野の専門家)

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人ハーモニークラブ

補助対象事業の名称：	えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業
------------	---------------------------

事業実施期間： 令和6年 4月 ～ 5年 3月

【収入の部】

項 目 ※1	予算額(円)	内容説明（積算根拠等）
枚方市補助金(一般) (A)	300,000	補助金交付申請額（一般寄附）
枚方市補助金(団体) (B)	20,000	補助金交付申請額（団体希望寄附）
自己資金	105,000	会員費、寄附
参加料	30,000	イベントブース参加料 @300×延べ100人(3回程度)
合 計 (C)	455,000	

【支出の部】

項 目	予算額 (円)	内容説明（積算根拠等）
補助 対象 経 費	人件費	336,000 ①えほんライブと体験型活動及びボランティア講座(11回程度) 日額@3,000×延べ30人程度+@6,000×20人=210,000 ②保育サロン開催(20回程度) @1,200×延べ50人程度=60,000 ③講師打合せ及びイベント会議参加(11回程度) @1,200×延べ30人程度=36,000 ④印刷文書作成作業及び工作下準備作業(10回程度) @1,200×延べ25H=30,000
	交通費	40,000 ①,③のための交通費(20回程度) @1000×延べ40人程度=40,000
	印刷製本費	15,000 印刷代(チラシ@2000×3種類+パンフレット@3500×2種類)+ コピー(講座資料@140×10部+アンケート@10×60部)=15,000
	謝金	15,000 講師謝礼@5,000×3件=15,000
	消耗品費	45,000 工作用材料費(@1,000×8回程度+@10,000×3回程度)+ 布おもちゃ制作材料費@7,000=45,000
	会議費	2,000 ボランティア体験講座の会議室使用料@2000×1回=2,000
	雑費	2,000 イベント出展料@1000×2回=2,000
小 計 (E)	455,000	
補助 対象 外 経 費		
小 計	0	
合 計 (D)	455,000	

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。

※3：枚方市補助金(一般)(A)は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)※4：枚方市補助金(団体)(B)は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
(通知がなかった、または今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)

「えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業」

1) 2024 年度実施スケジュール(予定)

①えほんライブや体験型活動の無料実施

事前準備：外部講師打合せ(3回程度)、イベント会議出席(8回程度)、チラシパンフレット制作、工作下準備
 出演当日：・親子広場 とんとんとん(年間5回) 準備 9:30～、えほんライブや体験活動 10:00～11:30、片付け～12:00
 ・イベント さくらマルシェ(4月6日)、子ども食堂だよ全員集合(12月上旬)、ボランティアフェスティバル(2月予定)、おしごとマルシェ(年間2回程度)
 準備・リハーサル 9:30～、えほんライブ(ステージ 30 分程度)及びブース出展 10:00～15:00、撤収～15:30

・ボランティア体験講座の自主開催(年間1回)

事前準備：社会福祉協議会、枚方市ボランティアセンター打合せ、講座資料・チラシ制作
 講座当日：準備 30 分、講座時間 1 時間 30 分、片付け 30 分

②保育サロンの開催(月1～2回目安に年間20回程度実施)

サロン当日：1 回 1 時間程度

2) えほんライブ紹介パンフレット(抜粋)

ハーモニークラブのえほんライブ®とは？

絵本の世界と音楽の世界が一体となって作り出すハーモニー。
 プロジェクターで映像を映し出しながら、朗読と歌と音楽で、五感を通した体験型ライブです。
 心の深い部分に語りかけ、参加者自身が自らの心の声を聴く事を目的とした、大人も子どもも楽しめる、癒しをもたらすライブです。
 えほんライブ®はハーモニークラブの登録商標です。



えほんライブ®の効果

想像力を育み、物語の展開や明るい音楽によって、前向きになり勇気や力が湧く。



言葉にして伝えられない子どものモヤモヤした気持ちが、えほんライブ®を通して共感し発散でき、自分の気持ちに気づいてスッキリする。

えほんライブ®の作品紹介

「イトトンと森のどうぶつたち」

リンゴの木イトトンと森のどうぶつたちの勇気と感動の心温まる物語。
 「自分らしさ」ってなんだろう？
 どんな時にここがつながるんだろう？



「トゲトゲのシャボン」

トゲトゲのカラダのシャボンは今まで色んなどうぶつを傷つけてしまったことで、ココロもトゲトゲになっていました。
 シャボンが大好きなカエルのエルはシャボンにふれるため、果敢にチャレンジします。すると...



「サカサナマズのマーズ」

みんなとコトバが通じないことでつながりを感じられないマーズの唯一の親友は岩のロッキーだけでした。
 ある日、りんごの木イトトンとコトバが通じたことをきっかけに好きなこと(歌を作ってたうこと)で楽しみを見つけたマーズ



「なかなおりんご」

ケンカした人と仲直りができると言われている「なかなおりんご」を食べたあいさんの所に本当の望みを知っている心の中のピースちゃんがいに来てくれました。
 「しあわせとはなにか？」
 に気づかせてくれる大人のみなさまにぜひ体験していただきたいえほんライブです。



◆ご支援のお願い

NPO 法人ハーモニークラブの活動を支援してくださる賛助会員、協力企業、協力保育園を募集しております。
 応援、ご支援よろしく申し上げます。
 賛助会員 1 口 3,000 円
 団体会員・正会員 1 口 10,000 円



いちばん大事なことは どんな自分も愛すること

ありのままの自分自身を愛することが
 他人を許し受け入れられ
 ありのままに生きられる社会につながる

NPO法人 ハーモニークラブは
 子ども大人もありのままに
 生きられる社会を目指しています。

えほんライブ®やサロンを通して、ありのままに生きられるための親子の場づくりを展開しています。
 また、新たな保育の担い手の応援や保育に役立つオリジナル作品の開発を行います。

幼児期の保育や教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となるため、「ありのままに生きることのできる自己肯定感」を家庭や集団生活の中で身に付けられるよう環境づくりをしています。



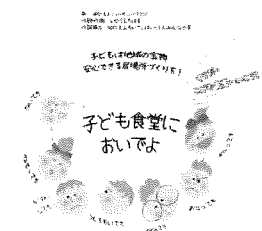
私たちハーモニークラブは SDGs に貢献します

ハーモニークラブの えほんライブ®

自分もまわりも大好きになる魔法の物語



♪オリジナルソングを配信中♪ 「子ども食堂においでよ！」



【お問い合わせ・お申込み】
 info@harmony-club.jp
 http://harmony-club.jp



著作・発行団体 NPO 法人 ハーモニークラブ
 住 所 〒573-1126 大阪府枚方市上島東町 14-1
 ルファルひらかた社協 5 階
 E-mail info@harmony-club.jp
 発行年月 2023 年 6 月



【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

2022 年度事業報告書

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ

I 事業期間

2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

II. 事業の成果

法人としての組織基盤を固め、これまでの活動を継続することにより浸透をはかった。さらに、乳幼児の親子だけでなく、就学児やスペシャルニーズ、大人の分野に対象を広げた。また、ボランティアや支援者を増やし持続可能な活動を行い、枚方市社会福祉協議会、ひらかた子育て支援ネットワーク、ひらかた市民活動支援センター、枚方市の保育園との連携を深め地域に貢献した。

(1) えほんライブ事業

- ・有料出張公演を 11 件実施した。保育施設や教育施設、親子イベント、自治会など。

(2) えほんライブ広報事業

- ・国際音楽の日記念事業助成金を活用して、えほんライブコンサートイベントを開催。
- ・枚方市社会福祉協議会の次世代育成「幸子ファンド」助成金を活用し、スペシャルニーズの子どもたちに向けたプログラム作りを行い、放課後等デイサービスで上演した。
- ・枚方市社会福祉協議会、ひらかた子育て支援ネットワーク、ひらかた市民活動支援センターが主催するイベントで無料公演を行い、認知を広めた。
- ・ブログ、公式 LINE、Instagram、Facebook などの SNS で定期的に発信を行った。

(3) 親子の場づくり事業

- ・枚方市子ども未来部のふれあいルーム事業助成金によって、月 2 回(年間 24 回)牧野図書館にてふれあいルームを運営。
- ・枚方市 NPO 活動応援基金の補助金を活用して、えほんライブを通して自己肯定感を育むプログラムを親子広場や子育て支援の野外イベントで実施。保育サロンを月 1 回実施。

(4) えほんライブ養成事業

- ・教材動画や台本を使って、保育研修を 4 件実施。
- ・パフォーマー養成講座を実施。
- ・コンサートやふれあいルームでボランティアを受入れ、賛助会員などの支援者募集や有料公演の依頼につなげた。

III. 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) (事業名) えほんライブ事業

(内 容) 関西の教育、保育施設、学校、自治会、親子イベントなどからの依頼を受けて、えほんライブワークショップを実施

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 210,000 円

(費 用) 145,381 円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
交野市星田山手自治会館 子育てサロン	5月28日	地域親子	210,000	145,381
宇治市 城南荘集会所 ドーナツクラブ音楽会	6月11日	地域親子		
枚方市 黄金野自治会	6月30日	自治会会員		
京橋ナガラビットカフェ おひさまひろば	11月3日	一般市民、おひさまひろ ば関係者		
交野市 ぼらりすひろば	11月15日	地域親子		
サプリ村野 みつたまマ タニティコンサート	11月20日	妊婦、地域親子		
和歌山県民文化会館 KEG キャリアアカデミー	12月18日	就学前及び小学生の親子		
枚方市 黄金野自治会	2月21日	自治会会員		
桜井市立図書館 おひさまひろば	2月27日	地域親子、近隣の保育園 高齢者施設の利用者		
津田生涯学習市民センタ ー ふれあいルーム	3月14日	地域親子		
ラポール枚方 おもちゃライブラリー	3月23日	地域親子		
合 計			210,000	145,381

(2) (事業名) えほんライブ広報事業

(内 容) 教育関係者、保護者への認知を広げる目的で、えほんライブワークショップ
を行う。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 591,000 円 (助成金 590,000 円、雑収入 1,000 円)

(費 用) 339,273 円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
(国際音楽の日記念事業助成金対象事業)			90,000	120,434
えほんライブ動画配信コン サートイベント	撮影 9月11日 配信開始 11月3日	地域一般(オンライン 配信)		
(次世代育成 幸子ファンドプロジェクト基金助成金対象事業)			200,000	202,809
放課後等デイサービスにこ ちゃあむ	7月6日 10月22日 3月30日	スペシャルニーズの ある子どもたちと、 施設の指導員		
保育サロン (スペシャルニーズ向けの えほんライブ制作検討)	4月26日 4月28日 5月19日 7月6日 10月22日	放課後等デイサービ スの指導員、等		
ひらかた子育て支援ネット ワーク連絡会	6月7日	会員	0	16,030

大阪工業大学（ソーシャル イノベーションチャレンジ の対象事業）	7月22日	大阪工業大学学生		
NPO フェスタ	10月23日	地域市民		
社協フェスタ	11月23日	地域市民		
野外イベント「子ども食堂 だよ、全員集合」	12月4日	地域市民、親子		
（大和証券助成金事業）対象期間 2023 年 1 月～12 月			301,000	0
合 計			591,000	339,273

(3) (事業名) 親子の場づくり事業

(内 容) 枚方市内の子育て世代の親子に向けて、えほんライブや交流を通して自己解放や自己肯定感を育む目的で居場所づくりを行う。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 200,000 円 (助成金 200,000 円)

(費 用) 302,836 円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
(枚方市ふれあいルーム助成金対象事業)			120,000	137,760
牧野図書館	24 回 (第 2、第 4 木曜)	地域親子		
(枚方市 NPO 活動応援基金補助金対象事業)			80,000	160,800
おやこひろば「とんとんとん」	6月6日 7月4日 10月3日 11月7日 3月6日	地域親子、みんなの ビーゴ保育園及び いまこ保育園の園 児と保育士		
野外イベント「さくらマルシェ」	4月2日	地域市民、親子		
保育オンラインサロン	13 回 (5/9, 5/13, 5/30, 7/8, 9/16, 9/29, 10/17, 10/25, 11/7, 12/26, 1/10, 1/16, 2/6)	保育士等教育関係 者、子育て中の親、 一般市民、等		
事前会議の部屋代、工作材料費			0	4,276
合 計			200,000	302,836

(4) (事業名) えほんライブ養成事業

(内 容) えほんライブのパフォーマーを養成する。ボランティア・保育関係者の人材育成をする。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 43,000 円 (助成金 5,000 円)

(費 用) 15,161 円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
ヒューマンアカデミー 保育研修	9月8日 1月13日	こども保育専攻の学 生	43,000	15,161 0
おひさまひろば 職員研修	2月27日	保育士等職員		
ちょいボラ体験 2022 プ ログラム	11月10日	枚方市ボランティア センターのプログラ ムに申込者		
学生ボランティア体験	3月23日	枚方市民活動支援セ ンターのプログラム に申込者		
パフォーマー養成講座	1月12日 2月23日	希望者		
合 計			43,000	15,161

IV. 社員総会の開催状況

第4回通常総会

(日 時) 2022年5月20日 19時から19時30分

(場 所) zoom オンライン会議

(社員総数) 17名

(出席者数) 16名（うち委任状出席者1名）

(内 容) 第1号議案 役員選任の件
第2号議案 2021年度の事業報告書案承認の件
第3号議案 2021年度の活動計算書案承認の件
第4号議案 2022年度の事業計画書案承認の件
第5号議案 2022年度の活動予算書案承認の件
第6号議案 議事録署名人の選任の件
全ての案件について審議の結果、全員一致で可決承認

V. 理事会その他の役員会の開催状況

理事会：(13回)2022年4月11日、4月18日、7月24日、8月1日、8月23日、9月5日、9月7日、9月26日、2023年1月9日、1月27日、2月10日、3月10日、3月28日

定例会（正会員）：(11回)2022年4月7日、6月21日、7月28日、8月29日、9月30日、10月20日、11月17日、12月22日、2023年1月23日、2月20日、3月31日

以上

2022年度 活動計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	170,000		
賛助会員受取会費	24,000	194,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	50,965	50,965	
3 受取助成金等			
受取補助金・助成金	795,000	795,000	
4 事業収益			
(1) えほんライブ事業	210,000		
(2) えほんライブ広報事業	0		
(3) 親子の場づくり事業	0		
(4) えほんライブ養成事業	38,000	248,000	
5 その他収益			
受取利息	4		
雑収入	7,540	7,544	
経常収益計			1,295,509
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	325,000		
人件費計	325,000		
(2) その他経費			
諸謝金	112,700		
印刷製本費	34,907		
会場借上費	11,600		
会議費	44,973		
旅費交通費	94,663		
通信費	22,830		
賃借料	4,295		
研修費	106,200		
消耗品費	25,483		
雑費	20,000		
その他経費計	477,651		
事業費計		802,651	
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	54,000		
印刷製本費	5,845		
会費・参加費	4,000		
通信運搬費	10,826		
通信費	49,533		
地代家賃	76,560		
保険料	3,000		
消耗品費	3,793		
雑費	539		
その他経費計	208,096		
管理費計		208,096	
経常費用計			1,010,747
当期経常増減額			284,762
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			284,762
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			284,762
前期繰越正味財産額			114,686
次期繰越正味財産額			399,448

2022年度 貸借対照表

2023年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	564,448		
未収金	0		
	0		
流動資産合計		564,448	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
什器備品	0		
	0		
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	0		
〇〇特定資産	0		
	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計 (A)			564,448
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0		
前受民間助成金	0		
会費前受金	165,000		
流動負債合計		165,000	
2 固定負債			
長期借入金	0		
退職給付引当金	0		
	0		
固定負債合計		0	
負債合計 (B)			165,000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		114,686	
当期正味財産加額 (減少額)		284,762	
正味財産合計 (C)			399,448
負債及び正味財産合計 (B) + (C)			564,448

2022年度 財産目録

2023年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ
(単位: 円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	25,550		
三菱UFJ銀行普通預金	538,898		
未収金			
流動資産合計		564,448	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台			
応接セット			
歴史的資料			
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト			
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
敷金			
〇〇特定資産			
××銀行定期預金			
投資その他の資産計			
固定資産合計		0	
資産合計			564,448
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
事務用品購入代			
預り金			
前受民間助成金			
会費前受金	165,000		
流動負債合計		165,000	
2 固定負債			
長期借入金			
××銀行借入金			
固定負債合計		0	
負債合計			165,000
正味財産			399,448 ✓

特定非営利活動法人ハーモニークラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハーモニークラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全ての子ども達とその養育者、教育者に対して、「えほんライブ」というオリジナルの芸術公演や、ワークショップ、セミナー等の開催に関する事業を行い、自己や他者を受け入れ認める意識を育む情操教育の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) えほんライブ事業
- (2) えほんライブ広報事業
- (3) 親子の場づくり事業
- (4) えほんライブ養成事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 42 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井上 千晴
副理事長	北川 早苗
理事	出口 理絵
同	山本 祐子
	濱田 なおみ
監事	阪口 いづみ

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金0円 会費年額10,000円

(2) 賛助会員入会金0円 会費年額3,000円

46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 短期借入金
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益